

「関西地区 大学ボランティアセンター連絡協議会」覚書

第1条 この覚書は、「関西地区 大学ボランティアセンター連絡協議会」規約第13条の規定に基づいて、本会の運営の詳細を定めることを目的とする。

第2条 規約第9条第2項に基づき運営担当大学はエリアブロックの持ち回りとするが、担当順を以下の通りとする。なお、原則、各加盟大学は大学の法人本部のあるエリアブロックに所属するものとする。

- (1) 2018年度 兵庫ブロック
- (2) 2019年度 大阪・奈良ブロック
- (3) 2020年度 京都・滋賀ブロック
- (4) 以降、以上の順番でのローテーションとする。

第3条 事務担当大学は、運営担当大学の協力を得ながら下記の役割を担う。

- (1) 協議会の開催事務（会場手配、議事案の作成、構成員への周知など）
- (2) 必要に応じて、運営担当会議の招集及び開催事務（会場手配、議事案の作成、運営担当大学への周知など）
- (3) 協議会の運営事務（規約管理、入退会事務、入会時のオリエンテーション、ウェブサイトへの活動報告・広報、メーリングリスト管理、協議会および運営担当会議の議事録管理、問い合わせ窓口など）
- (4) 事務担当の引継ぎ
- (5) その他、協議会事務に必要なこと

第4条 会計は、社会福祉法人大阪ボランティア協会（大阪市中央区谷町2丁目2-20 2F 市民活動スクエア「CANVAS 谷町」）が担当する

第5条 本会には、事前に協議会にて諮ったうえでオブザーバーを置くことができる。ただし、会への参加は年1回程度とする。

第6条 本会構成員は、次に定める会費を納入しなければならない。
会費額は、年 4,000円とする。

- 2 前項の会費は、事務担当大学から入会承認の通知を受けた日から2ヶ月以内に納入しなければならない。

第7条 活動年度の中途に入会した構成員の当該年度の会費は、入会承認月にかかわらず年額の全額とする。

- 2 前項の会費は、事務局から入会承認の通知を受けた日から2ヶ月以内に納入しなければならない。

第8条 次に該当する本会構成員については、会費を免除する。

- (1) 会計を担当する構成員
- (2) 免除すべき相当の事由があると会が認めるもの

附則

- (1) この覚書は、2016年7月22日から施行する。
- (2) 2018年7月31日の協議会において、一部改正。
- (3) 2021年5月19日の協議会において、一部改正